

有価証券の最良執行方針、金融サービス提供法に基づく重要事項説明書 新旧対照表

※下線部変更

u003c/div>

有価証券の最良執行方針について	
新	旧
<u>2022年4月4日改定</u>	<u>平成28年12月26日改定</u>
<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p><b>1. 対象となる有価証券</b></p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) <u>フェニックス銘柄</u>である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b></p> <p>当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文は次に掲げる執行方法で取扱いますが、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>(略)</p>	<p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p><b>1. 対象となる有価証券</b></p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) <u>グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄</u>である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p><b>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</b></p> <p>当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る委託注文は次に掲げる執行方法で取扱いますが、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>(略)</p>

1

(2) 上記上場株券等①及び②において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(略)

(3) お客様の委託注文については基本的に上記の金融商品取引所市場に取次ぎますが、お客様の個別取引に係る固有のニーズを勘案した結果、金融商品取引所市場での執行以外の方法による執行の方が合理性が高いと考えられる場合には、お客様の合意のもと、当該方法による執行を選択することがあります。

(4) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしていません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。

(略)

### 3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

(略)

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしていません。ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズを速やかに実現する必要があると考えます。お客様から

(2) 上記上場株券等①及び②において、委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。

(略)

(3) お客様の委託注文については基本的に上記の金融商品取引所市場に取次ぎますが、お客様の個別取引に係る固有のニーズを勘案した結果、金融商品取引所市場での執行以外の方法による執行の方が合理性が高いと考えられる場合には、お客様の合意のもと、当該方法による執行を選択することがあります。

(4) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしていません。ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。

(略)

### 3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

(略)

(2) 取扱有価証券

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしていません。ただし、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄については、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の換金ニーズを速やかに実現する必要があると考えます。お客様から

<p>いただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年4月</u></p>	<p>いただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断されるからです。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成28年12月</u></p>
---	--

<b>金融サービス提供法に基づく重要事項説明書</b>	
新	旧
<p style="text-align: center;"><u>金融サービス提供法に基づく重要事項説明書</u></p> <p>「<u>金融サービスの提供に関する法律</u>」により、金融商品販売業者等は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられております。</p> <p>つきましては、下記の重要事項をよくお読みのうえ、お取引いただきますようお願いいたします。なお、下記の重要事項は、一般的なものをお示しておりますので、リスクその他詳細な説明等につきましては、上場有価証券等書面・契約締結前交付書面、目論見書等を十分にご確認下さいますようお願いいたします。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>2022年4月</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>金融商品販売法に基づく重要事項説明書</u></p> <p>「<u>金融商品の販売等に関する法律</u>」により、金融商品販売業者等は、お客様に金融商品を販売するにあたり、あらかじめ商品毎の重要事項を説明することが義務付けられております。</p> <p>つきましては、下記の重要事項をよくお読みのうえ、お取引いただきますようお願いいたします。なお、下記の重要事項は、一般的なものをお示しておりますので、リスクその他詳細な説明等につきましては、上場有価証券等書面・契約締結前交付書面、目論見書等を十分にご確認下さいますようお願いいたします。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成28年12月</u></p>